



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年10月13日火曜日 第2715号

### ◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....（税務課）...1064  
 愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....（農業経済課）...1064  
 愛媛県治山事業施行規程の一部改正.....（森林整備課）...1065  
 愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....（漁政課）...1066  
 急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防課）...1068  
 構造計算適合性判定の委任.....（建築住宅課）...1068  
 建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）...1068  
 道路の供用開始（県道湯山高縄北条線）.....（ " ）...1068  
 指定道路の指定.....（中予地方局建築指導課）...1069  
 道路の区域変更（県道肱川公園線）.....（南予地方局大洲土木事務所）...1069

### 公 告

准看護師試験の施行.....（医療対策課）...1069  
 ライフル射撃競技用電子標的システムの購入.....（会計課）...1069

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1248号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成27年10月13日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
税制改正に伴う県税システム改修業務委託事業	愛媛県総務部行財政改革局税務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成27年9月17日	日本電気株式会社松山支店 愛媛県松山市一番町一丁目15番地2	94,824,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

#### ○愛媛県告示第1249号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成27年9月18日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成27年10月13日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率） <b>第2条</b> 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。		（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率） <b>第2条</b> 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。	
農業近代化資金	利子補給率	農業近代化資金	利子補給率

の種類	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘
2～5 省略			
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		年1分2厘5毛	年4厘
7 省略			

○愛媛県告示第1250号

愛媛県治山事業施行規程（昭和61年3月愛媛県告示第427号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 治山事業 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の15第4項第4号に規定する治山事業及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)第3条第4号又は第5号に規定する施設に係る災害復旧事業で、県又は知事が施行するものをいう。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 森林所有者 森林法_____第2条第2項に規定する森林所有者をいう。</p> <p><b>別表(第11条関係) 治山施設の維持管理区分</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">維 持 管 理 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">知 事</td> <td>1～3 省略 4 治山台帳の調整 5・6 省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	維 持 管 理 内 容	知 事	1～3 省略 4 治山台帳の調整 5・6 省略	省略		<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 治山事業 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第158条第4項に規定する治山事業及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)第3条第4号又は第5号に規定する施設に係る災害復旧事業で、県又は知事が施行するものをいう。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 森林所有者 森林法(昭和26年法律第249号)第2条第2項に規定する森林所有者をいう。</p> <p><b>別表(第11条関係) 治山施設の維持管理区分</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">維 持 管 理 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">知 事</td> <td>1～3 省略 4 治山台帳の調整 5・6 省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	維 持 管 理 内 容	知 事	1～3 省略 4 治山台帳の調整 5・6 省略	省略	
区 分	維 持 管 理 内 容												
知 事	1～3 省略 4 治山台帳の調整 5・6 省略												
省略													
区 分	維 持 管 理 内 容												
知 事	1～3 省略 4 治山台帳の調整 5・6 省略												
省略													

○愛媛県告示第1251号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程(昭和44年10月愛媛県告示第881号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成27年9月18日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成27年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																		
<p>(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)</p> <p><b>第2条</b> 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">漁業近代化資金の種類</th> <th colspan="5" style="text-align: center;">利 子 補 給 率</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">法第2条 第2項第 1号から 第4号ま でに掲げ る融資機 関が、同 条第1項 第1号か ら第5号 まで及び 第10号に 掲げる者 (漁業近 代化資金 融通法施 行令(昭 和44年政</th> <th style="text-align: center;">法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 に掲 げる者 (令第 5条に 規定す</th> <th style="text-align: center;">法第 2条 第2 項第 2号 に掲 げる 融資 機関 に掲 げる 融資 機関 が、同 条第1 項第 1号か ら第5 号同 条第 1項第 6号 から第 10号 まで に掲 げる者 に掲 げる者 (同号 に掲 げる者</th> <th style="text-align: center;">法第2 条第2 項第2 号及び 第4号 に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10 号まで に掲 げる者 (同号 に掲 げる者 にあつ ては、</th> <th style="text-align: center;">法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10 号まで に掲 げる者 (同号 に掲 げる者 にあつ ては、</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">法第2条 第2項第 1号から 第4号ま でに掲げ る融資機 関が、同 条第1項 第1号か ら第5号 まで及び 第10号に 掲げる者 (漁業近 代化資金 融通法施 行令(昭 和44年政</td> <td style="text-align: center;">法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 に掲 げる者 (令第 5条に 規定す</td> <td style="text-align: center;">法第 2条 第2 項第 2号 に掲 げる 融資 機関 に掲 げる 融資 機関 が、同 条第1 項第 1号か ら第5 号同 条第 1項第 6号 から第 10号 まで に掲 げる者 に掲 げる者 (同号 に掲 げる者</td> <td style="text-align: center;">法第2 条第2 項第2 号及び 第4号 に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10 号まで に掲 げる者 (同号 に掲 げる者 にあつ ては、</td> <td style="text-align: center;">法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10 号まで に掲 げる者 (同号 に掲 げる者 にあつ ては、</td> </tr> </tbody> </table>	漁業近代化資金の種類	利 子 補 給 率					法第2条 第2項第 1号から 第4号ま でに掲げ る融資機 関が、同 条第1項 第1号か ら第5号 まで及び 第10号に 掲げる者 (漁業近 代化資金 融通法施 行令(昭 和44年政	法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 に掲 げる者 (令第 5条に 規定す	法第 2条 第2 項第 2号 に掲 げる 融資 機関 に掲 げる 融資 機関 が、同 条第1 項第 1号か ら第5 号同 条第 1項第 6号 から第 10号 まで に掲 げる者 に掲 げる者 (同号 に掲 げる者	法第2 条第2 項第2 号及び 第4号 に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10 号まで に掲 げる者 (同号 に掲 げる者 にあつ ては、	法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10 号まで に掲 げる者 (同号 に掲 げる者 にあつ ては、		法第2条 第2項第 1号から 第4号ま でに掲げ る融資機 関が、同 条第1項 第1号か ら第5号 まで及び 第10号に 掲げる者 (漁業近 代化資金 融通法施 行令(昭 和44年政	法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 に掲 げる者 (令第 5条に 規定す	法第 2条 第2 項第 2号 に掲 げる 融資 機関 に掲 げる 融資 機関 が、同 条第1 項第 1号か ら第5 号同 条第 1項第 6号 から第 10号 まで に掲 げる者 に掲 げる者 (同号 に掲 げる者	法第2 条第2 項第2 号及び 第4号 に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10 号まで に掲 げる者 (同号 に掲 げる者 にあつ ては、	法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10 号まで に掲 げる者 (同号 に掲 げる者 にあつ ては、	<p>(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)</p> <p><b>第2条</b> 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">漁業近代化資金の種類</th> <th colspan="5" style="text-align: center;">利 子 補 給 率</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">法第2条 第2項第 1号から 第4号ま でに掲げ る融資機 関が、同 条第1項 第1号か ら第5号 まで及び 第10号に 掲げる者 (漁業近 代化資金 融通法施 行令(昭 和44年政</th> <th style="text-align: center;">法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 に掲 げる者 (令第 5条に 規定す</th> <th style="text-align: center;">法第 2条 第2 項第 2号 に掲 げる 融資 機関 に掲 げる 融資 機関 が、同 条第1 項第 1号か ら第5 号同 条第 1項第 6号 から第 10号 まで に掲 げる者 に掲 げる者 (同号 に掲 げる者</th> <th style="text-align: center;">法第2 条第2 項第2 号及び 第4号 に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10 号まで に掲 げる者 (同号 に掲 げる者 にあつ ては、</th> <th style="text-align: center;">法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10 号まで に掲 げる者 (同号 に掲 げる者 にあつ ては、</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">法第2条 第2項第 1号から 第4号ま でに掲げ る融資機 関が、同 条第1項 第1号か ら第5号 まで及び 第10号に 掲げる者 (漁業近 代化資金 融通法施 行令(昭 和44年政</td> <td style="text-align: center;">法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 に掲 げる者 (令第 5条に 規定す</td> <td style="text-align: center;">法第 2条 第2 項第 2号 に掲 げる 融資 機関 に掲 げる 融資 機関 が、同 条第1 項第 1号か ら第5 号同 条第 1項第 6号 から第 10号 まで に掲 げる者 に掲 げる者 (同号 に掲 げる者</td> <td style="text-align: center;">法第2 条第2 項第2 号及び 第4号 に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10 号まで に掲 げる者 (同号 に掲 げる者 にあつ ては、</td> <td style="text-align: center;">法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10 号まで に掲 げる者 (同号 に掲 げる者 にあつ ては、</td> </tr> </tbody> </table>	漁業近代化資金の種類	利 子 補 給 率					法第2条 第2項第 1号から 第4号ま でに掲げ る融資機 関が、同 条第1項 第1号か ら第5号 まで及び 第10号に 掲げる者 (漁業近 代化資金 融通法施 行令(昭 和44年政	法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 に掲 げる者 (令第 5条に 規定す	法第 2条 第2 項第 2号 に掲 げる 融資 機関 に掲 げる 融資 機関 が、同 条第1 項第 1号か ら第5 号同 条第 1項第 6号 から第 10号 まで に掲 げる者 に掲 げる者 (同号 に掲 げる者	法第2 条第2 項第2 号及び 第4号 に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10 号まで に掲 げる者 (同号 に掲 げる者 にあつ ては、	法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10 号まで に掲 げる者 (同号 に掲 げる者 にあつ ては、		法第2条 第2項第 1号から 第4号ま でに掲げ る融資機 関が、同 条第1項 第1号か ら第5号 まで及び 第10号に 掲げる者 (漁業近 代化資金 融通法施 行令(昭 和44年政	法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 に掲 げる者 (令第 5条に 規定す	法第 2条 第2 項第 2号 に掲 げる 融資 機関 に掲 げる 融資 機関 が、同 条第1 項第 1号か ら第5 号同 条第 1項第 6号 から第 10号 まで に掲 げる者 に掲 げる者 (同号 に掲 げる者	法第2 条第2 項第2 号及び 第4号 に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10 号まで に掲 げる者 (同号 に掲 げる者 にあつ ては、	法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10 号まで に掲 げる者 (同号 に掲 げる者 にあつ ては、
漁業近代化資金の種類		利 子 補 給 率																																	
	法第2条 第2項第 1号から 第4号ま でに掲げ る融資機 関が、同 条第1項 第1号か ら第5号 まで及び 第10号に 掲げる者 (漁業近 代化資金 融通法施 行令(昭 和44年政	法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 に掲 げる者 (令第 5条に 規定す	法第 2条 第2 項第 2号 に掲 げる 融資 機関 に掲 げる 融資 機関 が、同 条第1 項第 1号か ら第5 号同 条第 1項第 6号 から第 10号 まで に掲 げる者 に掲 げる者 (同号 に掲 げる者	法第2 条第2 項第2 号及び 第4号 に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10 号まで に掲 げる者 (同号 に掲 げる者 にあつ ては、	法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10 号まで に掲 げる者 (同号 に掲 げる者 にあつ ては、																														
	法第2条 第2項第 1号から 第4号ま でに掲げ る融資機 関が、同 条第1項 第1号か ら第5号 まで及び 第10号に 掲げる者 (漁業近 代化資金 融通法施 行令(昭 和44年政	法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 に掲 げる者 (令第 5条に 規定す	法第 2条 第2 項第 2号 に掲 げる 融資 機関 に掲 げる 融資 機関 が、同 条第1 項第 1号か ら第5 号同 条第 1項第 6号 から第 10号 まで に掲 げる者 に掲 げる者 (同号 に掲 げる者	法第2 条第2 項第2 号及び 第4号 に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10 号まで に掲 げる者 (同号 に掲 げる者 にあつ ては、	法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10 号まで に掲 げる者 (同号 に掲 げる者 にあつ ては、																														
漁業近代化資金の種類	利 子 補 給 率																																		
	法第2条 第2項第 1号から 第4号ま でに掲げ る融資機 関が、同 条第1項 第1号か ら第5号 まで及び 第10号に 掲げる者 (漁業近 代化資金 融通法施 行令(昭 和44年政	法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 に掲 げる者 (令第 5条に 規定す	法第 2条 第2 項第 2号 に掲 げる 融資 機関 に掲 げる 融資 機関 が、同 条第1 項第 1号か ら第5 号同 条第 1項第 6号 から第 10号 まで に掲 げる者 に掲 げる者 (同号 に掲 げる者	法第2 条第2 項第2 号及び 第4号 に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10 号まで に掲 げる者 (同号 に掲 げる者 にあつ ては、	法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10 号まで に掲 げる者 (同号 に掲 げる者 にあつ ては、																														
	法第2条 第2項第 1号から 第4号ま でに掲げ る融資機 関が、同 条第1項 第1号か ら第5号 まで及び 第10号に 掲げる者 (漁業近 代化資金 融通法施 行令(昭 和44年政	法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 に掲 げる者 (令第 5条に 規定す	法第 2条 第2 項第 2号 に掲 げる 融資 機関 に掲 げる 融資 機関 が、同 条第1 項第 1号か ら第5 号同 条第 1項第 6号 から第 10号 まで に掲 げる者 に掲 げる者 (同号 に掲 げる者	法第2 条第2 項第2 号及び 第4号 に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10 号まで に掲 げる者 (同号 に掲 げる者 にあつ ては、	法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10 号まで に掲 げる者 (同号 に掲 げる者 にあつ ては、																														

	令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	る団体に限る。)に貸し付ける場合	付ける場合	あつては、令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合		令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	る団体に限る。)に貸し付ける場合	付ける場合	あつては、令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合
1・2 省略											
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油供水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	同上	同上	同上	年4厘 —	年4厘 —		同上	同上	同上	年4厘 5毛	年4厘 5毛
4～6 省略											
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年4厘 —	年4厘 —				同上	年4厘 5毛	年4厘 5毛
8 省略											

○愛媛県告示第1252号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

平成27年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

丸之内B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
宇和島市	丸之内	丸之内	1番121の1	1号
		丸之内	1番464	2号
		丸之内	1番123	3号,4号,5号
		一丁目	319番3	6号
		一丁目	403番	7号
		一丁目	414番	8号
		二丁目	301番1	9号

○愛媛県告示第1253号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成27年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 名称及び住所  
一般財団法人ベターリビング  
東京都千代田区富士見二丁目7番2号
- 業務区域  
愛媛県全域
- 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

名 称	事務所の所在地
構 造 判 定 部	東京都千代田区富士見二丁目7番2号

- 行わせることとした構造計算適合性判定の業務  
判定を要する全ての建築物に係る判定の業務
- 行わせることとした構造計算適合性判定の業務の開始の日  
平成27年10月2日
- 構造計算適合性判定を行わせることとした日  
平成27年10月2日

○愛媛県告示第1254号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成27年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般-25)第16327号	平成25年7月10日	横本建築	横本 則之	松山市菟川2-3-20	平成27年9月4日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-22)第16787号	平成22年12月3日	愛媛冷暖房(株)	木村真由美	松山市中央1-11-31	平成27年9月4日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(特-24)第1719号	平成24年10月16日	(有)麓工務店	麓 明	松山市小坂2-2-44	平成27年9月7日	建築工事業	建設業の廃止
(般-25)第14090号	平成25年8月28日	(有)マドカ	久田 智貴	伊予郡砥部町五本松322	平成27年9月10日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	湯山高縄北条線	松山市横谷乙273番5から 同市横谷乙283番2まで	平成27年10月13日

○愛媛県告示第1256号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成27年10月13日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成27年10月2日

3 指定道路の位置

伊予市米湊字西ノ原530番1

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 29.88メートル

(2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第1257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂258番3から 同町山鳥坂247番8まで	旧	メートル 5.0～7.0	キロメートル 0.154	
			新	16.6～73.6	0.154	

公 告

○公 告

准看護師試験の施行について

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成27年度准看護師試験を次のとおり施行する。

平成27年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第2別館6階大会議室

2 試験の日時

平成28年2月12日（金）12時30分

3 試験願書の提出期間

平成28年1月4日（月）から8日（金）まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

〒790 - 8570

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課

10m A R ・ A P 用電子標的システム 一式

（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

平成28年3月31日（木）

(5) 納入場所

内子町城の台公園特設ライフル射撃場

（所在地：愛媛県喜多郡内子町小田420番地）

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

ライフル射撃競技用電子標的システムの購入

(2) 購入物品名及び数量

50m S B 用電子標的システム 一式

(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

(5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 - 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089) 912 - 2156

(2) 入札書の受領期間

電子入札による場合は、平成27年11月24日(火)の午前9時から同月25日(水)午前9時59分まで

紙入札による場合は、平成27年11月25日(水)午前9時59分まで

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成27年11月25日(水)午前10時00分

愛媛県総務部入札室 本館2階

### 4 その他

(1) WTO協定の適用

本公告による調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)、政府調達に関する協定を改正する議定書(平成26年条約第4号)によって改正された同協定およびその他の国際約束の適用を受ける。

(2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成27年11月16日(月)午後5時00分

(5) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

(8) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

### 5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased :  
Electronic scoring systems for rifle shooting competition ,  
1 Set

(2) Time limit of tender : 9 : 59 a . m . 25 November 2015

(3) For further information , please contact:Supplies  
Procurement Section , Accounting Division , Treasury  
Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2  
Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2156